

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準  
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を次のように定める。

## (趣旨)

**第一条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。第八十条第二項の主務省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第三条第三項において「中核市」という。)あつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項(居室に係る部分に限る。)及び第二項第一号口並びに附則第二条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十三条の二、第十四条第二項、第十五条、第十七条及び第十七条の二の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

**第二条** 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

**第三条** 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

2 福祉ホームの建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐

火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号の

いづれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

二 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を行ふために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

## (運営規程)

**第四条** 福祉ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要な事項  
(非常災害対策)

**第五条** 福祉ホームは、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第六条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

**第七条** 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬなければならない。

2 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

3 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

3 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

**第八条** 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 福祉ホームは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合で

あつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(衛生管理等)

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 第十四条** 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
    - 1 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十七条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
    - 2 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
    - 3 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

- 第十五条** 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 第十六条** 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 第十七条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 第十八条** 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

- 第十九条** 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 第二十条** 福祉ホームは、利用者の特性に応じたものであること。

- 第二十一条** 福祉ホームは、原則として、一人とすること。

- 第二十二条** 福祉ホームは、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十三条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十四条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十五条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十六条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十七条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十八条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第二十九条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第三十条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第三十一条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第三十二条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第三十三条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

- 第三十四条** 福祉ホームは、原則として、一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

(電磁的記録等)

**第十八条** 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、賛本、原本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

第一条 二〇〇〇年六月一日より施行する。

**(居室面積の経過措置)**

**第二条** この省令の施行の際現に存する法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)  
第一項の省略

障害者福社ホーム又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第九条第二項第一号ロの規定は、適用しない。

游行期日記

附則（平成二四年九月二四日厚生労働省令第一三一號）抄

**第一条** この省令は平成二十四年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二十五年一月八日厚生労働省令第四号）  
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 貞（令和三年一月二十五日厚生労働省令第一〇号）控

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

**第二条** この省令の施行の日から令和四年三月三十日までの間、第一条の規定による改正後の指  
三章等語上ト、「よく基準」（以下、「新規等語上ト、よく基準」）二、第三条第三項文が第

四十条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十三条第一項又は第二項、第二十一条、第十一十三条、第十七条の二、第一百二十五条、第百二十一  
一一五第二項又は第二項、第二十一条、第十一十三条、第十七条の二、第一百二十五条、第百二十一

「新指定障害者支援施設基準」という。) 第三条第三項及び第五十四条の二、第四条の規定による改正後の障害福祉サービス基準(以下「新障害福祉サービス基準」という。) 第三条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八

三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

**附 則（令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号）抄**

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

**第一條** この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄**

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

**第一條**

**附 則**

**（施行期日）**